

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 14 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	こころHSグループ 株式会社ゲレンデ
代表者氏名	代表取締役社長 松田佳樹 代表取締役専務 山口航平
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	三重県四日市市東坂部町 53 番地 1 (TEL : 059-336-6127 ・ FAX : 059-336-6128)
法人設立年月日	令和 4 年 1 月 4 日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションこころ
介護保険指定 事業所番号	2460290576
事業所所在地	三重県四日市市東坂部町 53 番地 1
連絡先 相談担当者名	(TEL : 059-336-6127 ・ FAX : 059-336-6128) 山口航平
事業所の通常の 事業の実施地域	四日市市、桑名市、いなべ市 三重郡（菰野町、朝日町、川越町）、東員町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態・要支援状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	① 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 ② 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 ③ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（利用者さまにより土日祝も営業）
営 業 時 間	9：00～18：00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365 日
サービス提供時間	24 時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	山口航平	
職	人 員 数	
看護師（常勤）	11 名	
看護師（非常勤）	3 名	
理学療法士（常勤）	3 名	
作業療法士（常勤）	2 名	
言語聴覚士（非常勤）	1 名	
医療事務職員	2 名	
看護師 合計数	14 名	
セラピスト（PT・OT・ST） 合計数	6 名	
事務職員 合計数	2 名	

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 医療的処置や管理 ② 症状の観察 ③ 日常生活動作訓練 ④ 日常生活支援 ⑤ 服薬管理 ⑥ ターミナルケア ⑦ 介護者の支援

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険 訪問看護利用料金・加算料金表

－訪問看護利用料金表－ 基本利用料＝基本単位数×地域単位（1単位 10.42円：6級地）

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスをご利用いただく場合は超えた額の全額をご負担いただきます。

基本区分	〈要介護〉 単位	〈要介護〉 訪問看護 利用料	利用者 負担額	〈要支援〉 単位	〈要支援〉 訪問看護 利用料	利用者 負担額
			(1割)			(1割)
			(3割)			(3割)
☐ 20分未満 (I-1) 〈看護〉	314	3,271円	327円 981円	303	3,157円	315円 947円
☐ 30分未満 (I-2) 〈看護〉	471	4,907円	490円 1,472円	451	4,699円	469円 1,409円
☐ 30分以上 60分未満 (I-3) 〈看護〉	823	8,575円	857円 2,572円	794	8,273円	827円 2,482円
☐ 60分以上 90分未満 (I-4) 〈看護〉	1128	11,753円	1,175円 3,526円	1090	11,357円	1,135円 3,407円
☐ 40分未満 (I-5) ×2 〈リハビリ〉	588 (294)	6,126円	612円 1,838円	568 (284)	5,918円	591円 1,775円

備考 ・早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）は25%増
・深夜（22時～翌6時）は50%増
上記2点、緊急訪問の場合は当月の2回目以降より加算対象となります。

加算料金表

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	単位	利用料	利用者負担額		算定回数等
			負担額 (1割)	負担額 (3割)	
☐ 看護体制強化加算（Ⅰ） （令和7年4月1日～）	550	5,731円	573円	1,719円	月に1回算定 ※要介護者のみ算定
☐ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6,252円	625円	1,875円	月に1回算定 同意 ☐ 有 ☐ 無
☐ 特別管理加算（Ⅰ）	500	5,210円	521円	1,563円	月に1回算定
☐ 特別管理加算（Ⅱ）	250	2,605円	260円	781円	
☐ 専門管理加算（ロ）	250	2,605円	260円	781円	月に1回算定
☐ 初回加算（Ⅰ）	350	3,647円	364円	1,094円	退院日当日が初回訪問
☐ 初回加算（Ⅱ）	300	3,126円	312円	937円	上記以外の日が初回訪問
☐ 退院時共同指導加算	600	6,252円	625円	1,875円	1回あたり
☐ 複数名訪問加算（Ⅰ）	254	2,646円	264円	794円	1回あたり（30分未満）
	402	4,188円	418円	1,256円	1回あたり（30分以上）
☐ 長時間訪問看護加算	300	3,126円	312円	937円	1回あたり
☐ ターミナルケア加算	250 0	26,050円	2,605 円	7,815円	※死亡月に1回算定

(4) 医療保険 訪問看護利用料金・加算料金表

訪問看護利用料金

基本項目			訪問看護利用料	利用者負担額
				(1 割)
				(3 割)
□	訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日未満	5, 550 円	555 円
				1, 665 円
		週 4 日以上	6, 550 円	655 円
1, 965 円				
□	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週 3 日未満	2, 780 円	278 円
				834 円
		週 4 日以上	3, 280 円	328 円
984 円				
□	訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の一時的外泊)	入院中 1 回～2 回 ※条件により異なる	8, 500 円	850 円
				2, 550 円
□	機能強化型 訪問看護管理療養費(1) (令和 7 年 11 月 1 日～)	訪問初日/月	13, 230 円	1, 323 円
				3, 969 円
		訪問 2 日目以降/月 (1 日につき)	3, 000 円	300 円
900 円				

加算料金表

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算		算定回数等	利用料	利用者負担額	
				負担額 (1 割)	負担額 (3 割)
☐	24 時間対応体制加算	月に 1 回 同意 ☐ 有 ☐ 無	6, 800 円	680 円	2, 040 円
☐	緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2, 650	265 円	795 円
		月 15 日目以降	2, 000	200 円	600 円
☐	難病等複数訪問看護加算	2 回/日 訪問	4, 500 円	450 円	1, 350 円
		3 回/日以上 訪問	8, 000 円	800 円	2, 400 円
☐	特別管理加算	月に 1 回	2, 500 円	250 円	750 円
		月に 1 回 ※重症度が高い場合	5, 000 円	500 円	1, 500 円
☐	専門管理加算（口）	月に一回	2, 500 円	250 円	750 円
☐	退院時共同加算	訪問日初日のみ	8, 000 円	800 円	2, 400 円
☐	退院支援指導加算	退院日の訪問のみ	6, 000 円	600 円	1, 800 円
☐	長時間訪問看護加算	1 回あたり	5, 200 円	520 円	1, 560 円
☐	複数名訪問看護加算	週に 1 回 ※疾患により異なる	4, 500 円	450 円	1, 350 円
☐	夜間・早朝訪問看護加算 (18 時～22 時/6 時～8 時)	1 回あたり	2, 100 円	210 円	630 円
☐	深夜訪問看護加算（22 時～6 時）	1 回あたり	4, 200 円	420 円	1, 260 円

次ページあり >>>

☐	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月に1回	25,000円	2,500円	7,500円
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月に1回	780円	78円	234円
☐	訪問看護医療DX情報活用加算	月に1回	50円	5円	15円

4. その他の費用について

① 交通費 (医療保険のみの場合)	近年のガソリン価格高騰に伴い、医療保険での訪問看護ご利用の場合に限り、自動車を使用する場合は1kmあたり20円を交通費としてご請求させていただくことがありますことご了承下さい。 尚、利用者様自宅から事務所、本所(四日市)又はサテライト(桑名市)の距離で計算させていただきます
② 駐車料金	何らかの理由で自宅の駐車場をご利用できない場合はコインパーキングなどを使用させていただき、駐車料金が発生した場合には駐車代金としてご請求させていただきます。
② キャンセル料	訪問日前日までにキャンセルのご連絡がなく、当日訪問時のご不在、当日キャンセルの場合は、如何なる場合(※1においても一律2000円をご請求させていただきます。
(※1 利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は発生いたしません。	

5. 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日前後までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。)

☒ 振込口座

金融機関	三十三銀行
支店(店番号)	三重支店(111)
預金種類	普通預金
口座番号	7001854
口座名義	株式会社グレンデ

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	山口 航平
	連絡先電話番号	TEL : (059) 336-6127 FAX : (059) 336-6128
	受付日及び受付時間	受付曜日 : 月曜日～金曜日 受付時間 : 9 : 00～18 : 00

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、医療保険・介護保険ともに被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) サービス提供中に職員と利用者およびその家族の間に信用失墜の行為があった場合や医師の指示を適切に行えないと判断した場合は契約解除となる場合があります。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じ、利用者が予め指定する連絡先に連絡をします。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 _____ 続柄 _____
	住 所 _____
	電 話 番 号 _____
	携 帯 電 話 _____
	勤 務 先 _____

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

13. 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

14. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順に沿って対応します。

(2) 苦情申立の事業者窓口

訪問看護ステーションところ	所在地 四日市東坂部町 53 番地 1 電話番号 059-336-6127 ファックス番号 059-336-6128 受付時間 9：00～18：00
四日市市役所 介護保険課	電話番号 059-354-8427 ファックス番号 059-354-8280
桑名市役所 介護高齢課	電話番号 0594-24-1489 ファックス番号 0594-24-3133
いなべ市 介護保険課	電話番号 0594-86-7820 ファックス番号 0594-86-7865
川越町役場 福祉課	電話番号 059-366-7116 ファックス番号 059-365-5380
朝日町役場 保健福祉課	電話番号 059-377-5659 ファックス番号 059-377-2790
東員町役場 健康長寿課	電話番号 0594-86-2823 ファックス番号 0594-86-2851
菰野町役場 健康福祉課	電話番号 059-222-4165 ファックス番号 059-222-4166
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋 2 丁目 96 番地 電話番号 059-228-9151 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）

15. 災害発生時の対応について

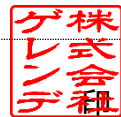
災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。職員それぞれの安全を確保できた上で、災害時の情報、災害状況を把握し可能な限り、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

16. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------

上記内容について、「三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 14 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	三重県四日市東坂部町 53 番地 1
	法人名	株式会社ゲレンデ ころころHSグループ
	代表者名	代表取締役社長 松田佳樹 代表取締役専務 山口航平
	事業所名	訪問看護ステーションころころ
	説明者氏名	



上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	